

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

令和5年7月25日（火）より
順次本給付金を支給

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯で
大野城市が令和4年度に支給した
「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯5万円）」を

受給した世帯

受給していない世帯

「確認通知」が届きます

「申請書」が届きます

確認事項をご確認ください！

申請が必要です

①変更がない

②確認事項に該当の世帯

申請期限

令和5年10月31日（火）

手続き不要

連絡が必要です

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

（表面）

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯で

I 「確認通知」が届いた世帯

記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか確認してください。

- ① 確認通知の内容に変更がない場合、令和5年7月25日（火）に支給します。
- ② 下記【確認事項】に該当する場合、**令和5年7月11日（火）までに**連絡してください。

【確認事項】

- (1) 受け取り口座の変更（【給付金受け取り口座】とは違う口座に変更する方）
※**変更届受付後、3週間程度で支給します。**
- (2) 受け取りの辞退（今回の給付金の受け取りを辞退する方）
- (3) 世帯全員が、令和5年度の住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯。
(例) ・ 単身赴任中の夫が令和5年度の住民税が課税であり、世帯全員がその扶養を受けている。
・ 市外に在住の子が令和5年度の住民税が課税であり、世帯全員がその扶養を受けている。
- (4) 他市町村で、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給を受けた世帯。
- (5) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいる世帯。

II 「申請書」が届いた世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 同封の「支給申請書兼請求書」に必要事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送でご提出ください。
- **申請期限 令和5年10月31日（火）※消印有効**



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金をかたった
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ・連絡先

大野城市役所 総務管理課給付金等担当



(直通) 092-580-1917

(平日) 8時30分～17時00分

(裏面)